

教育連携システム「KoLaBo」による産官学民連携事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市における教育の充実を図るため、本市と本市の教育方針に沿った協力を行おうとする者（以下、「登録者」という。）が、教育連携システム「KoLaBo」（以下、「KoLaBo」という。）を通じて連携し教育を行う、産官学民連携事業（以下、「本事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

（取組内容）

第2条 登録者は、前条の目的を達成するため、市立学校（以下、「学校」という。）の児童生徒を対象とする連携授業等を行うものとする。

（登録者）

第3条 登録者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 代表者及び役員が破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く）。
- (3) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当する者。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている者。
- (6) 登録申請時点で、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けている者。
- (7) その他本事業の連携対象としてふさわしくないと本市が判断する者。

（登録手続き等）

第4条 KoLaBoへの登録を希望する者（以下、「登録希望者」という。）は、本市ホームページの専用フォームに連携授業等の内容（実施内容、対象学年、費用、準備物等）を入力し、本市へ申請するものとする。登録内容の変更については、本市ホームページの専用フォームに変更内容を入力し、本市へ申請するものとする。

2 本市は、前項の連携授業等の内容が、次の各号のいずれにも該当しないときは、登録希望者へ申請を承諾したことを通知し、次の各号のいずれかに該当するときは、登録希望者へ申請を承諾しないことを通知する。

- (1) 登録希望者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの。
- (2) 特定の企業等への利益誘導のおそれのあるもの。
- (3) 法令等に違反する行為又はそのおそれのあるもの。
- (4) 特定の政党・宗教を支持又は反対する行為又はそのおそれのあるもの。
- (5) 公序良俗に反するもの。

- (6) ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く）。
- (7) 人権侵害又はそのおそれのあるもの。
- (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので児童生徒を惑わせ、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの。
- (9) その他連携授業等としてふさわしくないと本市が判断するもの。

3 本市は、第1項の申請内容を確認するために必要となる書類等の提出を登録希望者に求めることができる。

（学校との調整等）

第5条 登録者は、連携授業等を実施しようとするときは、実施先の学校と連絡・調整を確実に行うものとする。

（登録の取消し）

第6条 本市は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が、本市ホームページの専用フォームより登録の取り下げを申請したとき。
- (2) 登録者が廃業、廃止又は解散したとき等、連携事業等の継続が不可能となったとき。
- (3) 登録者又は連携授業等の内容が第3条又は第4条第2項のいずれかに該当することが明らかとなり、解消又は是正の見込みがないと本市が判断したとき。
- (4) 登録者が連携授業等の実施にあたり、自己の利益のためにのみ活動し、第1条の目的の達成につながらないと本市が判断したとき。
- (5) 登録者が第8条又は第9条の規定に反したことが明らかになり、解消又は是正の見込みがないと本市が判断したとき。
- (6) その他、登録が適当でないと本市が判断したとき。

2 本市は、前項第3号から第6号により登録を取り消したときは、登録者に通知する。

（実施に係る費用）

第7条 本市は、第4条第1項に掲げる登録手続きにあたり、登録者に費用の負担を求めないものとする。

2 登録者は、連携授業等の実施にあたり必要となる経費については、第4条第1項で申請した内容を除き、本市に費用の負担を求めないものとする。

（連携授業等の公表）

第8条 本市は、登録者の名称及び連携授業等の内容を、本市ホームページに掲載するものとする。ただし、登録者が公表を希望しない場合はこの限りではない。

2 登録者及び本市は、連携授業等の内容を第三者に公表しようとするときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「保護法」という。）及び神戸市情報セキュリティポリシー（以下、「セキュリティポリシー」という。）を遵守するとともに、公表しようとする内容を双方が了承した後でなければ公表してはならない。

（秘密の保持）

第9条 登録者は、連携授業等の実施にあたり保護法及びセキュリティポリシーを遵守し、連携授業等を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、第6条の取消しを受けた場合においても同様とする。

2 登録者は、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は営業・勧誘その他不当な目的に利用してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月9日から施行する。